

入所や宿泊を伴う事業をお考えの方へ

東大阪市消防局からのお知らせです。

消防法の規制により、宿泊を伴う高齢者施設や障害者施設等は**スプリンクラー設備や自動火災報知設備等**の設置が必要となる場合があります。

必要な設備の設置をしないまま事業を開始すると、利用者や従業員を火災の危険にさらすこととなり、**重大な消防法違反物件として消防局ホームページで市民に公表されます**。また、設置命令等の**行政処分を受ける可能性があります**。

このような規制は、事業の内容により変わりますので、今から始める事業について、**必ず事業を始める前に所轄消防署の予防担当までご相談ください**。



連絡先

東消防署 TEL (072)-983-0119

中消防署 TEL (072)-966-0119

西消防署 TEL (06)-6788-0119